

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第66号）

（建設局みどり政策推進室）

都市公園法第4条第1項本文の規定に基づく公園施設の建築面積に関する基準の特例を定める必要があるため、京都市都市公園条例を改正することとしました。

この条例は、令和6年3月29日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第66号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項中「都市公園」を「公園」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公園の利用者の利便の向上を図るうえで特に有効であると認められる公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）を設けることが、当該公園の持続的な利用を促進し、かつ、当該公園が地域住民の交流の拠点となることに資すると認められる公園として別に定めるものの法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の12（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する公園にあつては、100分の14）とする。

第3条第2項中「（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建設局みどり政策推進室）